



# 金 沢 市 公 報

号外第16号

平成24年(2012年)5月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 目次                        | ページ       |
| 告示                        |           |
| 町の区域及び名称の変更並びに字の区域の廃止について | (市民参画課) 1 |

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 公告                |            |
| 土地区画整理事業の換地処分について | (市街地再生課) 2 |

## 告 示

### ●金沢市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域及び名称を変更し、並びに字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示し、土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から効力を有するものとします。

平成24年5月25日

金沢市長 山 野 之 義

| 変更後の町 | 左の区域に変更される従前の区域 |   |  |
|-------|-----------------|---|--|
|       | 町               | 字 | 地番   |
| 三池新町  | 三池町             |   | 416の1、417、487～490の各一部  |
| 三池栄町  | 三池町             |   | 416の1、417、487～490の各一部<br>198の7、198の19、199の2、200の3、260の1、261、262の1～262の5、263の1～263の5、264の1～264の7、265の1、265の2、266の1～266の3、267の1～267の4、268の1、268の2、269の1～269の3、270の1、270の2、271の1～271の5、272の1～272の4、273、275の1、275の2、276の1、276の2、277の1、277の2、278の1、278の2、279の1、279の2、280の1、280の2、281の1～281の5、282の1～282の4、283の1、283の2、284の1、284の2、285～289、290の1、290の2、291～293、294の1、294の2、295の1、295の2、296の1、296の2、297の1～297の5、298の1～298の3、299の1～299の5、300の1～300の7、301～303、304の1～304の3、305、306、307の1、307の2、308、309の1、309の2、310～313、314の1～314の3、315の1、315の2、316の1～316の3、317～319、320の1～320の3、321の1～321の3、322～324、325の1、325の2、326の1～326の4、327、328の1～328の4、329の1～329の5、330の1、330の2、331、332、333の1、333の2、334の1、334の2、335の1～335の4、336の1、336の2、337の1～337の3、338の1、338の2、339の1～339の3、340の1～340の3、341～344、345の1、345の2、346の1～346の3、347～357、358の1～358の3、359の1～359の4、360～362、363の1、363の2、364、365の1、365の2、366～368、369の1、369の2、370～372、373の1、373の2、375の1、375の2、376の1、376の2、377の1、377の2、378の1、378の2、379～382、383の1、383の2、384の1、384の2、385の1、385の2、386、387の1～387の4、388の1、388の2、389の1～389の4、390～392、393の1、393の2、394～399、400の1、400の2、401～410、411の1、411の2、412の1、412の2、413の1、413の2、414の1、414の2、415、416の2、418、419、420の1、420の2、421の1、421の2、422、423、424の1～424の3、425の1～425の4、426、427、428の1～428の3、429の1～429の5、430の1～430の3、431～ |

|      |    |  |
|------|----|--|
|      |    | 433、434の1～434の3、435の1～435の4、436、437、438の1、438の2、439、440、441の1、441の2、442～444、445の1、445の2、446、447の1、447の2、448～450、478の1、479の4、480の8～480の10、481の1～481の3、481の14～481の16、485、491～494 |
| 高柳町  | ソ  |  |
|      | 10 | 78、79、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、101の3、101の4、101の9、102の1、102の2、103の1  |
|      | 11 | 79、80の1～80の3、81、82、83の1、83の2、84、85、86の1、86の2、87の1、87の2、93の1～93の3   |
|      | 12 | 58、59の1、59の2、60、61、63の1、64の1、65の1、66の1、66の2、67、68、69の2   |
| 神谷内町 | イ  | 1の1、2の1、2の3、3の1～3の8、4の2、4の4、4の5、5の2、42の1～42の3、42の7   |

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

## 公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成24年5月25日

金 沢 市 長   山   野   之   義

- 1 土地区画整理事業の名称  
金沢都市計画事業金沢市三池高柳土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
金沢市三池高柳土地区画整理組合
- 3 換地処分の年月日  
平成24年5月7日
- 4 換地処分の内容  
平成24年3月30日付け金沢市指令収市再第534号をもって認可した換地計画のとおり

|                      |     |           |
|----------------------|-----|-----------|
| 平成24年(2012年)5月25日 印刷 | 発行人 | 金 沢 市     |
| 平成24年(2012年)5月25日 発行 | 発行所 | 金 沢 市 役 所 |
| 定価 120円              | 印刷所 | (株) 共 栄   |
| 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地     |     |           |